

ノ部ノ評定官ニ專理ヲ命スルコトヲ得
專理評定官ハ口頭審問ヲ爲ス前及合議ノ
際部長及他ノ評定官ニ對シ訴訟ノ事實證
憑及爭點ニ付説明ヲ爲スヘシ
第七條 判決ハ審問終結シタル期日又ハ其
ノ期日ヨリ十四日以内ニ之ヲ言渡スヘシ
第八條 裁判長行政裁判法第三十八條第二
項ノ場合ニ於テ科罰ヲ言渡シタルトキハ
書記ヲシテ訴訟記録ニ之ヲ記入セシム
第九條 行政裁判所ノ總會ハ評定官總員ノ
三分ノ二以上出席スルニ非サレハ決議ヲ
爲スコトヲ得ス
總會ノ決議ハ出席評定官ノ過半数ニ依ル
可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依
ル
第十條 總會ハ長官之ヲ召集ス
長官ハ總會ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス
前二項ノ場合ニ於テハ第五條第一項ノ規
定ヲ準用ス
第十一條 合議ノ際各評定官意見ヲ述フル
ノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ裁判

長ヲ終トス官等同シキトキハ年少ノ者ヲ
始トシ專理ヲ命シタル事件ニ付テハ專理
評定官ヲ始トス
第十二條 評定官ハ決議スヘキ問題ニ付自
己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス
第十三條 法規ノ解釋ヲ一定シ又ハ判例ヲ
變更スル必要アリト認ムルトキハ長官之
ヲ總會ノ議ニ付ス
第十四條 書類ノ送達ハ使丁若ハ郵便ヲ以
テシ又ハ通常裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス
第十五條 行政裁判所ハ其ノ職權ニ屬スル
事項ニ付告示ヲ發スルコトヲ得
第十六條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項
ハ長官之ヲ定ム
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
行政裁判所處務規程及明治三十四年勅令第
七十二號ハ之ヲ廢止ス

改正 明治三十二年第三五五號、四〇年第一
二九號、四三年第一一五號
大正二年第一三四號、三年第二四七號、五年
第一二五號、七年第一四二號、一三年第三
八九號
行政裁判所評定官ノ員數並書記ノ員數及
職務ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
第一條 行政裁判所評定官ノ定員ハ專任十
四人トス
行政裁判所書記ノ定員ハ七人トス
第二條 行政裁判所書記ハ行政裁判法其他
法律勅令ニ於テ特定シタル事務ヲ取扱フ
第三條 行政裁判所書記ハ往復會計記録其
他庶務ニ從事ス
第四條 行政裁判所書記ハ行政裁判所長官
ノ命令ニ從フ
審判ニ關シテハ裁判長ノ命令ニ從フ
●行政裁判所長官評定官懲戒
令 明治三十二年七月二十九日
勅令第三百五十四號
朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ行政裁判所長官評

定官懲戒令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

(總理大臣)

行政裁判所長官評定官懲戒令

第一章 總則

第一條 行政裁判所長官評定官左ニ記載シ
タル行爲アリタルトキハ懲戒裁判所ノ判
決ニ依リ懲戒ノ處分ヲ受クヘシ
一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠
リタルトキ
二 職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威嚴又
ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ
第二條 懲戒ノ處分ハ懲戒裁判所ノ判決ニ
依リ之ヲ行フ
第三條 懲戒ハ左ノ如シ
一 誹責
二 減俸
三 免官
第四條 懲戒裁判所懲戒ノ適用ヲ定ムルニ
ハ被告所犯ノ情狀ト平生ノ行狀ヲ斟酌ス
ルコトヲ要ス
第五條 減俸ハ一年以上以下年俸月割

附 錄 關係法令集 第一類 一般法

額ノ三分ノ一以内ヲ減ス

第六條 免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ官
職ヲ失ヒタル日ヨリ二年間官職ニ就クコ
トヲ得ス
免官ノ處分ヲ受ケ其ノ情重キ者ハ位記ヲ
返上セシム
第七條 刑事裁判手續中ハ同一事件ニ付被
告ニ對シ懲戒裁判手續ヲ開始スルコトヲ
得ス
懲戒裁判ノ言渡前同一事件ニ付被告ニ對
シ刑事訴訟ノ始リタルトキハ其ノ事件ノ
判決確定ニ至ルマテ懲戒裁判手續ヲ停止
スヘシ

第二章 懲戒裁判所

第八條 懲戒裁判所ニ裁判長一人裁判官六
人豫備裁判官六人ヲ置ク
裁判長ハ文官高等懲戒委員長、裁判官ハ
文官高等懲戒委員、豫備裁判官ハ文官高
等懲戒豫備委員ヲ以テ之ニ充ツ
第九條 懲戒裁判所ニ檢察官一人ヲ置ク
檢察官ハ勅任檢察事ノ中ヨリ内閣總理大臣

ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

第十條 懲戒裁判所ニ書記五人ヲ置キ内三
人ハ文官高等懲戒委員會書記ヲ以テ之ニ
充テ二人ハ大審院書記ノ中ヨリ裁判長之
ヲ命ス
第十一條 文官懲戒令第十二條及第十三條
ノ規定ハ之ヲ本令ニ準用ス

第三章 裁判手續

第十二條 行政裁判所長官ハ行政裁判所評
定官ニシテ懲戒ニ當ルヘキ所爲アリト思
料スルトキハ證據ヲ具ヘ懲戒裁判所檢察
官ニ通告スヘシ
檢察官ハ事件ノ通告ヲ受ケタルトキ又ハ
職權ヲ以テ懲戒裁判開始ノ申立ヲ爲スヘ
シ
第十三條 懲戒裁判所ハ檢察官ノ申立ニ因
リ又ハ其ノ職權ヲ以テ懲戒裁判ヲ開始ス
ヘキヤ否ヲ決定ス但シ職權ヲ以テスル場
合ニ於テハ檢察官ノ意見ヲ徵スヘシ
第十四條 懲戒裁判開始シタルトキハ被告
ハ其ノ裁判終結ニ至ル迄職務ニ就クコト

ヲ得ス
 第十五條 開始決定ニハ懲戒スヘキ所爲及證據ヲ開示スヘシ
 第十六條 開始決定ハ檢察官及被告ニ送達スヘシ
 第十七條 懲戒裁判所ハ直ニ口頭辯論ノ期日ヲ定メ又ハ下調ニ付スルノ決定ヲ爲スヘシ
 下調ニ付スル決定ハ檢察官及被告ニ送達スヘシ
 第十八條 懲戒裁判所下調ニ付スルノ決定ヲ爲シタルトキハ裁判長ハ裁判官ニ其ノ下調ヲ命スヘシ
 受命裁判官ハ必要ナル證據ヲ集取スヘシ
 受命裁判官ハ證人訊問其ノ他證據集取ヲ通常裁判所ノ判事ニ囑託スルコトヲ得
 受命裁判官證據ヲ集取スルニ付テハ刑事訴訟ニ於ケル豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス但シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得ス
 第十九條 被告下調ニ關スル呼出ヲ受ケタルトキハ代理人ヲシテ代理セシムルコトヲ得但シ受命裁判官若ハ受託判事ニ於テ本人ノ出頭ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第二十條 受命裁判官下調ヲ終リタルトキハ調書其ノ他一切ノ證據ヲ懲戒裁判所ニ差出スヘシ
 受託判事ハ囑託ヲ受ケタル職務ヲ終リタルトキハ調書其ノ他一切ノ書類ヲ受命裁判官ニ送致スヘシ
 懲戒裁判所ハ下調ノ補充ヲ命スルコトヲ得
 第二十一條 懲戒裁判所下調ヲ充分ナリトスルトキハ檢察官ノ意見ヲ徵シ口頭辯論ノ期日ヲ定メ又ハ免訴ノ決定ヲ爲スヘシ
 免訴ノ決定ハ檢察官及被告ニ送達スヘシ
 第二十二條 懲戒裁判所口頭辯論ノ期日ヲ定メタルトキハ之ヲ檢察官ニ通知シ被告ヲ呼出スヘシ
 第二十三條 口頭辯論ノ開始ハ裁判長之ヲ宣告ス

裁判長ハ先ツ被告ヲ審訊シ次テ證據調ヲ爲シ檢察官及被告ヲシテ辯論ヲ爲サシメ被告ニ最終ノ發言ヲ許スヘシ
 第二十四條 被告ハ書面ヲ以テ辯論スルコトヲ得
 第二十五條 懲戒裁判所ハ被告若ハ檢察官ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更ニ證據ヲ提出セシムルコトヲ適當ナリトスルトキハ之ヲ爲必要ナル命令ヲ發シ且口頭辯論ヲ延期スルコトヲ得
 第二十六條 懲戒裁判所ハ事件ノ辯論既ニ充分ナリトスルトキハ之ヲ終結シ直ニ判決シテ之ヲ言渡スヘシ
 被告辯論期日ニ出頭セスト雖直ニ判決ヲ爲シ之ヲ言渡スコトヲ得
 前二項ニ依リ直ニ判決スルコト能ハサルトキハ七日以内ニ判決ヲ爲シ之ヲ檢察官及被告ニ送達スヘシ
 第二十七條 裁判官ノ忌避回避評議及證據ノ判斷ニ關シテハ裁判所構成法及刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十八條 懲戒裁判所判決ヲ爲シタルトキハ檢察官ヨリ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣及行政裁判所長官ニ報告スヘシ
 第四章 罰則

第二十九條 懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス若ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十條 證人トシテ懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ呼出サレタル者偽證ヲ爲シタルトキ及鑑定又ハ通事ノ爲懲戒裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託判事ヨリ呼出サレタル者詐僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ「重禁錮」ニ處シ「五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者亦同シ
 前項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ判決ニ

附錄 關係法令集 第一類 一般法

至ラサル前ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス
 第五章 附則
 第三十一條 懲戒スヘキ所爲ハ本令施行前ニ關スルモノト雖本令ニ從ヒ之ヲ訴追スヨリ施行ス
 第三十二條 本令ハ明治三十二年八月一日

● 訴願法 明治二十三年十月十日 法律第五號

朕願法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 (各大臣 副署)
 第一條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲グル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得
 一 租稅及手数料ノ賦課ニ關スル事件
 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
 四 水利及土木ニ關スル事件
 五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件

六 地方警察ニ關スル事件
 其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件
 第二條 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ
 訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ
 國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ
 第三條 各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提起スヘシ
 第四條 裁判所ノ裁判各省ノ裁決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經タルモノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス
 第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ 訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理

セス

第六條 訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及
訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ之ニ
署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ竝下級行政廳
ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘ
シ

第七條 多數ノ人員共同シテ訴願セントス
ルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業
住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三
名以下ノ總代人ヲ選ヒ之ニ委任シ總代委
任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名
ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條 行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經
過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコ
トヲ得ス

行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決
ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモノハ
更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得ス
行政廳ニ於テ有想スヘキ事由アリト認ム

ルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理
スルコトヲ得

第九條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカ
ラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背
スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期
限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコ
トヲ得

郵便送達ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ
之ヲ算入セス

第十一條 第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願
書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取
リタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必要文
書ヲ添ヘ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第十二條 第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由
ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取りタル日
ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送ス
ヘシ

第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送
スルトキ亦前二項ノ例ニ依ルヘシ

第十二條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程ア
ルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セ
ス但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ
願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行
ヲ停止スルコトヲ得

第十三條 訴願ハ口頭審問ヲ爲サス其文書
ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナ
リト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ
得

第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲
シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ
亦同シ

第十五條 訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタ
ル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付ス
ヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第十六條 上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決
ハ下級行政廳ヲ羈束ス

第十七條 訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令
ニ別段ノ規程アルモノハ各其規程ニ依ル
附 則

第十八條 明治十五年十二月第五十八號布

告請願規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十九條 此法律施行ノ前請願規則ニ依リ
受理シタル請願ハ仍其規則ニ依リ之ヲ處
分ス

請願規則ニ依リ下級行政廳ノ指令ヲ受ケ
タル者訴願スルヲ得ヘキ場合ニ於テ更ニ
訴願セントスルトキハ此法律ニ從ヒ其上
級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

第二十條 第八條ノ訴願期限ハ此法律施行
ノ前行政處分ヲ受ケ又ハ請願規則ニ依リ

第二類 特別法(一)

特定ノ法律及ビ其ノ附屬命令ニ基ツク處分ニ付キ廣ク一般ニ行政訴訟ノ提起ヲ許セ
ルモノ

● 訴願法ヲ臺灣ニ施行スルノ 件

大正十一年三月二十八日
勅令第五十一號

指令ヲ受ケタル事件ニシテ其處分又ハ指
令ヲ受ケタル日ヨリ滿五年ヲ經過セサル
モノニ對シテハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ
起算ス

第二十一條 行政廳ニ呈出スル請願ハ此法
律ニ依ルノ限ニ在ラス

ニ之ヲ公布セシム(總理大)

第一條 訴願法ハ郡參事會、市參事會及府
縣參事會ニ關スル規定ヲ除クノ外之ヲ臺
灣ニ施行ス但シ同法中各省大臣トアルハ
臺灣總督、其省又ハ各省トアルハ臺灣總
督府トス

第二條 訴願書ハ國語ヲ以テ之ヲ認ムヘシ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 精神病患者監護法

明治三十三年三月十日
法律第三十八號

第十二條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル
命令ノ執行ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ由
リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政
裁判所ニ出訴スルコトヲ得

● 精神病院法

大正八年三月二十七日
法律第二十五號

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
ノ執行ニ關シ行政官廳ノ處分ニ不服アル
者ハ訴願スルコトヲ得行政官廳ノ違法處
分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者

● 公有水面埋立法

大正十年四月九日
法律第五十七號

第四十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル
命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シ
タル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタ

リトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●河川法 明治二十九年四月八日 法律第七十一號

第五十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣若ハ地方行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令若ハ地方行政廳ノ委任ニ依リ下級行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ地方長官ニ訴願シ地方長官ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

リトスル私人若ハ公共團體ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ主務大臣若ハ地方行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ之ヲ提起スルコトヲ得

●砂防法 明治三十年三月三十日 法律第二十九號

第四十二條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣若ハ地方行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令若ハ地方行政廳ノ委任ニ依リ下級行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ地方行政廳ニ訴願シ地方行政廳ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第四十三條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタルリトスル私人若ハ公共團體ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ主務大臣若ハ地方行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ之ヲ提起スルコトヲ得

●都市計畫法 大正八年四月五日 法律第三十六號

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタルリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●特別都市計畫法 大正十二年十二月二十四日 法律第五十三號

第十一條 都市計畫法第二十三條乃至第二十六條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ之ヲ

準用ス

●市街地建築物法 大正八年四月五日 法律第三十七號

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタルリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

トヲ得

●工場法 明治四十四年三月二十九日 法律第四十六號

第二十三條 本法ニ依リ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレタルリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三類 特別法 (三)

特殊ノ事件ニ付キ特ニ行政訴訟ノ提起ヲ許セルモノ

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

●府縣制 明治三十二年三月十六日 法律第六十四號

第三十四條 選舉人又ハ議員候補者選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ

第三十一條第一項又ハ前條第二項ノ告示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議申立アリタルトキハ府縣知事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ

三十日以内ニ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ府縣參事會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

本條府縣參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ關シテハ府縣知事又ハ選舉長ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八條、第三十二條又ハ第三十六條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定確定セサル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ス

府縣會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定確定シ又ハ判決アルマテハ會議ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第三十七條 府縣會議員被選舉權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第三十一條第七項ノ掲クル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無又ハ第三十一條第七項ニ掲ク

ル者ニ該當スルヤ否ハ府縣會議員カ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セサル場合ヲ除クノ外府縣參事會其ノ異議ヲ決定ス

- 一 禁治産者又ハ準禁治産者ト爲リタルトキ
- 二 破産者ト爲リタルトキ
- 三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタルトキ

府縣會議員ハ住所ヲ移シタル爲被選舉權ヲ失フコトアルモ其ノ住所同府縣内ニ在ルトキハ之カ爲其ノ職ヲ失フコトナシ但シ同府縣内ニ於テ住所ヲ移シタル後被選舉權ヲ失フヘキ其ノ他ノ事由ニ該當スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

府縣會ニ於テ其ノ議員中被選舉權ヲ有セサル者又ハ第三十一條第七項ニ掲クル者アリト認ムルトキハ之ヲ府縣知事ニ通知スヘシ但シ議員ハ自己ノ資格ニ關スル會議ニ於テ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ議決

ニ加ハルコトヲ得ス

府縣知事ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ府縣知事ニ於テ被選舉權ヲ有セサル者又ハ第三十一條第七項ニ掲クル者アリト認ムルトキ亦同シ

第三十四條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條府縣參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ關シテハ府縣知事ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

府縣會議員ハ其ノ被選舉權ヲ有セストスル決定確定シ又ハ判決アルマテハ會議ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第八十二條 府縣會若ハ府縣參事會ノ議決若ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法律命令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府縣知事ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ内務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ直ニ其ノ議決若ハ選舉ヲ取消シ又ハ議決ニ付テハ再議ニ付

シタル上仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ之ヲ取消スヘシ

前項ノ取消處分ハ府縣會又ハ府縣參事會開會中ニ非サルトキハ之ヲ告示スヘシ

第一項ノ取消處分ニ不服アル府縣會若ハ府縣參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

府縣會若ハ府縣參事會ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ内務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ内務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第八十五條 府縣會若ハ府縣參事會召集ニ應セス又ハ成立セサルトキハ府縣知事ハ内務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得第五十四條第七十四條ノ場合ニ於テ會議ヲ開クコト能ハサルトキ亦同シ

府縣會又ハ府縣參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ

依ル

府縣參事會ノ決定若ハ裁決スヘキ事項ニ關シテハ本條第一項第二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル府縣知事ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴訟及訴訟ヲ提起スルコトヲ得

本條ノ處分ハ次ノ會期ニ於テ之ヲ府縣會若ハ府縣參事會ニ報告スヘシ

第九十六條 退職料退職給與金死亡給與金遺族扶助料及費用辨償ノ給與ニ關シ異議アルトキハ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ關シテハ府縣知事ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百四條 詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ府縣稅ヲ違脱シタル者ニ付テハ府縣知事ハ府縣會ノ議

決ヲ經テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ違脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除ク外使用料、手数料及府縣稅ノ賦課徵收ニ關シテハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得財産又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

過料ヲ科シ及之ヲ徵收スルハ府縣知事之ヲ掌ル其ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百五條 府縣稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法若ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ノ交付後三箇月以内ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三十三條第二項ノ場合ニ於テ市町村ハ府縣費ノ分賦ニ關シ違法若ハ錯誤アリト認ムルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル時ヨリ三箇月以内ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲ス

コトヲ得
前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣
知事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定
ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政
裁判所ニ出訴スルコトヲ得
使用料及手数料ノ徴收並夫役及現品ノ賦
課ニ關シテモ亦第一項及第三項ノ例ニ依
ル
本條ノ決定ニ關シテハ府縣知事、其ノ委
任ヲ受ケタル官吏員又ハ市町村吏員ヨ
リモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第百十六條 府縣稅ノ賦課ニ關シ必要アル
場合ニ於テハ當該行政廳ハ日出ヨリ日沒
マテノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時
間家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件
ノ檢査ヲ爲スコトヲ得
府縣稅、使用料、手数料、夫役又ハ現品ニ
代フル金錢、過料其ノ他ノ府縣ノ收入ヲ
定期内ニ納メサル者アルトキハ期限ヲ指
定シテ之ヲ督促スヘシ
急迫ノ場合ニ於テ夫役又ハ現品ノ賦課ヲ

受ケタル者其ノ履行ヲ爲ササルトキハ更
ニ之ヲ金額ニ換算シ期限ヲ指定シテ其ノ
納付ヲ命スヘシ
第二項ノ規定ニ依ル督促又ハ前項ノ規定
ニ依ル命令ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限
マテニ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ
例ニ依リ處分スヘシ
第二項及第三項ニ規定スル府縣ノ徵收金
ノ先取特權ノ順位ハ國ノ徵收金ニ次クモ
ノトス
府縣ノ收入金及支拂金ニ關スル時効ニ付
テハ國ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル
府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏員カ第
四項ノ規定ニ依リ爲シタル處分ニ不服ア
ル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ
府縣知事ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判
所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事又ハ其ノ
委任ヲ受ケタル官吏員ヨリモ亦訴訟ヲ
提起スルコトヲ得
第四項ノ規定ニ依リ處分ニ係ル差押物件

ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停
止ス
第百二十六條ノ七 府縣組合ニ關シテハ法
律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外府
縣ニ關スル規定ヲ準用ス但シ府縣組合ニ
ハ參事會ヲ置カス其ノ權限ニ屬スヘキ事
項ハ組合事務ヲ管理スル府縣知事之ヲ行
フ
第百二十八條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起
ハ處分ヲ受ケ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交
付ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ
爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタル
モノハ此ノ限ニ在ラス
行政訴訟ノ提起ハ處分ヲ受ケ又ハ決定書
若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十
日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ第八十二條第
二項ノ規定ニ依リ告示ヲ爲シタル場合ニ
於テハ告示ノ日ヲ以テ處分ヲ受ケタル日
ト看做ス
決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ
關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ起

算ス
異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ
訴願法ノ規定ニ依ル
異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕ス
ヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理
スルコトヲ得
異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理
由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ
異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止
セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關
係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之
ヲ停止スルコトヲ得
第百二十八條ノ二 異議ノ決定ハ本法中
別ニ期間ヲ定メタルモノヲ除ク外其ノ決
定ニ付セラレタル日ヨリ三箇月以内ニ之
ヲ爲スヘシ
府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ
日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ裁決スヘシ

第二十一條 府縣出納吏其ノ管掌ニ屬スル
現金、證券其ノ他ノ財産ヲ亡失又ハ毀損
シタルトキハ府縣知事ハ期間ヲ指定シ其
ノ損害ヲ賠償セシムベシ但シ避クベカラ
ザル事故ニ原因シタルトキ又ハ他ノ者ノ
使用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ
怠ラザリシトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經
テ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スベシ
第二十二條 府縣出納吏以外ノ吏員其ノ執
務上必要ナル物品ノ交付ヲ受ケ故意又ハ
怠慢ニ因リ之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ
ハ府縣知事ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠
償セシムベシ
第二十三條 前二條ノ處分ヲ受ケタル者其
ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ異議
ノ申立ヲ爲スコトヲ得
前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知
事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ
付スベシ、府縣參事會ハ其ノ送付ヲ受ケ
タル日ヨリ三月以内ニ之ヲ決定スベシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ

出訴スルコトヲ得
第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得
府縣制第三十八條及第百二十八條ノ規定
ハ本條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス
●北海道會法明治三十四年三月二十八日
改正 大正十五年第七六號
第十四條 府縣制第五條、第八條、第十三條
乃至第二十二條、第二十三條ノ二乃至第
四十條、第四十二條乃至第六十四條、第
十六條、第六十七條、第六十九條乃至第
十四條、第八十二條乃至第八十七條、第
二十七條乃至第百二十九條、第百三十一
條、第百三十五條、第百三十六條、第百四
十二條及第百四十四條ノ規定ハ之ヲ準用
ス但シ其ノ第三十一條第七項中府縣ニ對
シ請負ヲ爲シトアルハ北海道廳長官若ハ
北海道地方費ニ對シ請負ヲ爲シトス

●府縣制施行令

大正十五年六月二十四日勅令第二百號
改正 昭和二年第三六號

●北海道地方費法

明治三十四年三月二十八日
法律第三號
改正 大正十五年第七號

第八條ノ三 府縣制第七十五條乃至第七十七條、第八十條、第八十一條、第八十八條乃至第九十一條、第九十三條第二項乃至第五項、第九十六條第二項乃至第九項、第一百二十七條乃至第一百二十六條、第一百二十七條乃至第一百三十條、第三十二條乃至第三百三十六條、第四百二十二條及第四百四十四條ノ規定ハ之ヲ準用ス

●市制

明治四十四年四月七日
法律第六十八號
改正 大正一〇年第五八號、一一年第五六號、一五年第七四號

第五條 市ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係市町村ニ交付スヘシ
第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス
區ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市會ノ意見ヲモ徵スヘシ
第十條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラレル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ
左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セザルトキハ市ハ一年以上四年以下其ノ市公民權ヲ停止スルコトヲ得

- 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘザル者
 - 二 業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者
 - 三 年齢六十年以上ノ者
 - 四 官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者
 - 五 四年以上名譽職市吏員、名譽職參事會員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セザル者
 - 六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者
- 前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
- 第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ

市長(第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テ)ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ縱覽期間滿了後三日以内ニ之ヲ市會ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

訴願スルコトヲ得
府縣知事ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十二條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ第三十二條第一項又ハ第三十四條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得
前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及市會ノ決定ハ無効トス
第二項若ハ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第二項若ハ前項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第二十條、第三十三條又ハ第三十七條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選

舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ス
市會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス
第三十八條 市會議員被選舉權ヲ有セザル者ナルトキ又ハ第三十二條第六項ニ掲グル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無又ハ第三十二條第六項ニ掲グル者ニ該當スルヤ否ハ市會議員カ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除クノ外市會之ヲ決定ス
一 禁治產者又ハ準禁治產者ト爲リタルトキ
二 破產者トナリタルトキ
三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタルトキ
市長ハ市會議員中被選舉權ヲ有セザル者又ハ第三十二條第六項ニ掲グル者アリト

議ムルトキハ之ヲ市會ノ決定ニ付スヘシ
市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日
以内ニ之ヲ決定スヘシ
第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不
服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁
決又ハ第四項ノ決定ニ不服アルトキハ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第一項ノ決定及前項ノ決定ニ付テハ市長
ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得
第三十六條第九項ノ規定ハ第一項及前三
項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ
理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ
第九十條 市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選
舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則
ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ
依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示
シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシ
ムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ

之ヲ停止スヘシ
前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ
議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參事會
ノ議決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルト
キハ再議ニ付セスシテ直ニ裁決ヲ請フコ
トヲ得監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉
ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタ
ルトキハ此ノ限ニ在ラス
第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アル
市長市會又ハ市參事會ハ行政裁判所ニ出
訴スルコトヲ得
市會又ハ市參事會ノ議決公益ヲ害シ又ハ
市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキ
ハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ
指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付ス
ヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之
ヲ停止スヘシ
前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其ノ
議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參事會
ノ議決ヲ請フヘシ
前項ノ裁決ニ不服アル市長市會又ハ市參

事會ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得
第六項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
願ヲ提起スルコトヲ得
第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得
第九十一條 市會成立セサルトキ、第五十
二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト
能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ召集
スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ市會
ノ權限ニ屬スル事件ヲ市參事會ノ議決ニ
付スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決ヲ
爲ストキハ市長市參事會及助役ハ其ノ議決
ニ加ハルコトヲ得ス
市參事會成立セサルトキ又ハ第七十條第
一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト
能ハサルトキハ市長ハ其ノ議決スヘキ事
件ニ付府縣參事會ノ議決ヲ請フコトヲ得
市會又ハ市參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ
事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依リ
市會又ハ市參事會ノ決定スヘキ事件ニ關

シテハ前四項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケ
ル市參事會又ハ府縣參事會ノ決定ニ關シ
テハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ
提起スルコトヲ得
第一項及前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テ
ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會又ハ市參事
會ニ報告スヘシ
第九十二條 市參事會ニ於テ議決又ハ決定
スヘキ事件ニ關シ臨時急務ヲ要スル場合
ニ於テ市參事會成立セサルトキ又ハ市長
ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルト
キハ市長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ
之ヲ市參事會ニ報告スヘシ
前項ノ規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分ニ
關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得
第九十七條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退
隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶
助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルト
キハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得
前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ

七日以内ニ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘ
シ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣
參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁
決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得
前項ノ決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴
願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴
訟ヲ提起スルコトヲ得
第九十九條 使用料手数料及特別税ニ關
スル事項ニ付テハ市條例ヲ以テ之ヲ規定
スヘシ
詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ
徵收ヲ免レ又ハ市稅ヲ逋脱シタル者ニ付
テハ市條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逋
脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其
ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ
過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得
前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手
數料及市稅ノ賦課徵收ニ關シテハ市條例
ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設

ケルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關
シ亦同シ
過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服
アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決
ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スル
コトヲ得
前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨ
リモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第一百十條 市稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ
賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキ
ハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月
以内ニ市長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ
得
財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異
議アル者ハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得
前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長
ハ七日以内ニ之ヲ市參事會ノ決定ニ付ス
ヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服ア
ルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又
ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁
判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三百三十一條 市税、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得
滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令

ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セザルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前二項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
第四百四十六條 區會議員ハ市ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

區會議員ノ選舉ニ付テハ市會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉人名簿又ハ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被

選舉權ノ有無ノ決定ハ市會ニ於テ之ヲ爲スヘシ
區會ニ關シテハ市會ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百五十五條 第四百四十九條第一項第五百十條第一項第五百五十一條第一項第五百五十三條第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ市町村組合ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル市町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ七日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第五百五十六條 市町村組合ニ關シテハ法律律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百五十九條 本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別二期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル
異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕ス

ヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

第六十條ノ二 異議ノ決定ハ本法中別二期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スヘシ

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スヘシ

第六十三條 市ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

市長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セザルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ

得但シ其ノ費用ハ市ノ負擔トス
前二項ノ處分ニ不服アル市又ハ市長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村制 明治四十四年四月七日
法律第六十九號
改正 大正一〇年第五九號、一五年第七五號

第四條 町村ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村ノ境界列明ナラサル場合ニ於テ前項ノ爭論ナキトキハ府縣知事ハ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係町村ニ交付スヘシ

第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八條 町村公民ハ町村ノ選舉ニ參與シ町村ノ名譽職ニ選舉セラレル權利ヲ有シ町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セザルトキハ町村ハ一年以上四年以下其ノ町村公民權ヲ停止スルコトヲ得

- 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘザル者
- 二 業務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ得サル者
- 三 年齢六十一年以上ノ者
- 四 官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者
- 五 四年以上名譽職町村吏員町會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セザル者
- 六 其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ

停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十八條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ町長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町長ハ縱覽期間滿了後三日以内ニ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第二十九條第一

項又ハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

府縣知事ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第二十九條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ、當選ニ關シテハ第二十九條第一項又ハ第三十一條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス

第二項若ハ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第二項若ハ前項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十七條、第三十條又ハ第三十四條第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ス

町村會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第三十五條 町村會議員被選舉權ヲ有セザル者ナルトキ又ハ第二十九條第五項ニ掲グル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無又ハ第二十九條第五項ニ掲グル者ニ該當スルヲ否ハ町村會議員力左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除ク外町村會ノ決定ス

一 禁治產者又ハ準禁治產者ト爲リタル

トキ

- 一 破產者ト爲リタルトキ
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタルトキ

町村長ハ町村會議員中被選舉權ヲ有セザル者又ハ第二十九條第五項ニ掲グル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條第九項ノ規定ハ第一項及前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第七十四條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町村長

ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ府縣知事ノ處分ヲ請フヘシ

前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ議決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七十五條 町村會成立セサルトキ又ハ第四十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ町村長ハ府縣知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スヘキ事件ヲ處置スルコトヲ得

町村會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

町村會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願

又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ

第七十六條 町村會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急務ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セサルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八十七條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ七日以内ニ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ議決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴ス

ルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ逃脫シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逃脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料及町村稅ノ賦課徵收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決

ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百十條 町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得

前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ七日以内ニ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ議決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百十一條 町村稅、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第一百二十六條 區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ町村條例中ニ之ヲ規定スヘシ區總會ノ組織ニ關スル事項ニ付亦同シ

區會議員ノ選舉ニ付テハ町村會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉人名簿又ハ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被選舉權ノ有無ノ決定ハ町村會ニ於テ之ヲ爲スヘシ

區會又ハ區總會ニ關シテハ町村會ニ關ス

用ル規定ヲ準ス

第三百三十五條 第二百二十九條第一項及第二項第三百十條第一項及第二項第三百三十一條第一項及第二項第三百三十三條第一項並前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ七日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三百三十六條 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外町村ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百三十九條 本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第四百十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別二期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

第四百十條ノ二 異議ノ決定ハ本法中別二期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スヘシ

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スヘシ

第四百十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス

前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●市制町村制施行令

大正十五年六月二十四日
勅令第二百一號
改正 昭和二年第三八號

第五章 市町村吏員ノ賠償責任及身元保證

第三十三條 市町村吏員其ノ管掌ニ屬スル現金、證券其ノ他ノ財産ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ但シ避クベカラザル事故ニ原因シタルトキ又ハ他ノ者ノ使用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ怠ラザリシトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スベシ

第三十四條 收入役、副收入役若ハ收入役代理者又ハ收入役ノ事務ヲ兼掌スル町村長若ハ助役市制第三百三十九條第二項又ハ町村制第十九條第二項ノ規定ニ違反シテ支出ヲ爲シタルトキハ市町村ハ期間ヲ

指定シ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償セシムベシ區収入役、區副収入役又ハ區收入役代理者ニ付亦同シ

第三十五條 市町村吏員其ノ執務上必要ナル物品ノ交付ヲ受ケ故意又ハ怠慢ニ因リ之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ

第三十六條 前三條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市町村ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スベシ

市制第六十條第一項乃至第三項又ハ町村制第四十條第一項乃至第三項ノ規定ハ第一項及第二項ノ訴願及訴訟ニ之ヲ準用ス

第三十九條 本章中市町村ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市ノ區及市制第四十四條

ノ市ノ一部及町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ニ之ヲ準用ス

第八章 市制第六條ノ市ノ區

第六十五條 區會ノ組織及區會議員ノ選舉ニ關シテハ前數條ニ定ムルモノノ外市制第十三條、第十七條及第二十條乃至第三十九條並ニ本令第七條乃至第二十條ノ規定ヲ準用ス但シ市制第十三條第四項ノ規定ノ準用ニ依ル市條例ノ設定ニ付テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵スベク市制第三十二條及第三十四條ノ規定ノ準用ニ依ル報告ハ市長ヲ經テ之ヲ爲スベシ

第六十七條 區會ノ職務權限ニ關シテハ市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

區長ト區會トノ關係ニ付テハ市長ト市會トノ關係ニ關スル規定及市制第九十二條ノ規定ヲ準用ス

第六十九條 市ハ區會ノ意見ヲ徵シ區ノ營造物ニ關シ市條例又ハ市規則ヲ設ケルコトヲ得

市制第二百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ

之ヲ準用ス

區ハ前二項ノ市條例ノ定ムル所ニ依リ區ノ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ過料ヲ科スルコトヲ得

第七十一條 前數條ニ定ムルモノノ外區ニ關シテハ市制第百十四條、第百十五條、第百三十條第二項乃至第六項、第百三十一條第一項、第二項、第四項乃至第八項及第百三十三條乃至第百四十三條並ニ本令第一條乃至第四條ノ規定ヲ準用ス但シ第百三十條第三項中市參事會トアルハ區會第百四十一條第二項中名譽職參事會員トアルハ區會議員トス

前項ノ規定ニ依リ市制第百三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵シ市條例ヲ定メ區ヲシテ手數料ヲ徵收セシムルコトヲ得

第七十二條 區ノ監督ニ付テハ市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

●北海道一級町村制

昭和二年八月二十七日
勅令第二百六十九號

第一條 町村制及市制町村制施行令ハ北海道一級町村ニ之ヲ準用ス但シ本令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 選舉人町村會議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ、當選ニ關シテハ町村制第二十九條第一項又ハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ町村會ノ決定ニ付スベシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願スルコトヲ得
北海道廳支廳長ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ北海道廳長官ノ指揮ヲ受ケ選舉ニ關シテハ町村制第二十九條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ、當選ニ

關シテハ同法第二十九條第一項又ハ第三十一條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス

第三項ノ處分ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
第二項、第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

北海道廳支廳長第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ告示スベシ(町村制第三十三條第一項乃至第七項ニ對スル特例)

第六條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監

●北海道二級町村制

昭和二年八月二十七日
勅令第二百七十號

第四條 町村ノ境界ニ關スル爭論ハ北海道參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村ノ境界判明ナラザル場合ニ於テ前項ノ爭論ナキトキハ北海道廳長官ハ北海道參事會ノ決定ニ付スベシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係町村ニ交付スベシ

第一項ノ裁定及第二項ノ決定ニ付テハ北海道廳長官ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條 町村公民ハ町村ノ選舉ニ參與シ町村ノ名譽職ニ選舉セラルル權利ヲ有シ町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ
左ノ各號ノ一二該當セザル者ニシテ名譽

督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スベシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ決メザルトキハ町村長ハ北海道參事會ノ裁決ヲ請フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セズシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ北海道廳支廳長ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參事會ニ訴願スルコトヲ得其ノ裁決若ハ第二項ノ裁決又ハ前項ノ規定ニ依リ北海道廳長官ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得
町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町村長

ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スベシ

前項ノ場合ニ於テ町村長其ノ議決ヲ改メザルトキハ町村長ハ北海道廳支廳長ノ處分ヲ請フベシ

前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項北海道參事會ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得(町村制第七十四條ニ對スル特例)
第九條 町村制第百四十三條第一項及第二項ノ規定ニ依リ北海道廳支廳長ノ爲シタル處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ北海道廳長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(町村制第百四十三條第三項ニ對スル特例)

職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セザルトキハ町村ハ町村會ノ議決ヲ經テ一年以上四年以下其ノ町村公民權ヲ停止スルコトヲ得

- 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘザル者
- 二 業務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ得ザル者
- 三 年齢六十年以上ノ者
- 四 官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得ザル者
- 五 四年以上名譽職町村吏員町村會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セザル者
- 六 其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十九條 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縦覽期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ縦覽期間滿了後十日以内ニ之ヲ決定シ其ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ且其ノ要領ヲ告示スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ、當選ニ關シテハ第三十九條第一項又ハ第四十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ申立テ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願スルコトヲ得

北海道廳支廳長ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十九條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ、當選ニ關シテハ第三十九條第一項又ハ第四十一條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村長ノ決定ハ無効トス

第三項ノ處分ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三項ノ處分ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二項、第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十六條、第四十條、第四十四條第一項若

ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

町村會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル處分、決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハズ

第四十五條 町村會議員被選舉權ヲ有セザル者ナルトキ又ハ第三十九條第五項ニ掲グル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無又ハ第三十九條第五項ニ掲グル者ニ該當スルヤ否ハ町村會議員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除クノ外町村會之ヲ決定ス

- 一 禁治産者又ハ準禁治産者ト爲リタルトキ
- 二 破産者ト爲リタルトキ
- 三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタルトキ

町村長ハ町村會議員中被選舉權ヲ有セザル者又ハ第三十九條第五項ニ掲グル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スベシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スベシ

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十三條第九項ノ規定ハ第一項及前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スベシ

第七十八條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ超エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之

ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スベシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メザルトキハ町村長ハ北海道參事會ノ裁決ヲ請フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セズシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル北海道廳支廳長ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參事會ニ訴願スルコトヲ得其ノ裁決若ハ第二項ノ裁決又ハ前項ノ規定ニ依ル北海道廳長官ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ

依り理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スベシ

前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メザルトキハ町村長ハ北海道廳支廳長ノ處分ヲ請フベシ

前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項北海道參事會ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第七十九條 町村會成立セザルトキ又ハ第五十六條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキハ町村長ハ北海道廳支廳長ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スベキ事件ヲ處置スルコトヲ得

町村會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ前項ノ例ニ依ル

町村會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願

又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スベシ

第八十條 町村會ニ於テ議決又ハ決定スベキ事件ニ關シ臨時急務ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セザルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ北海道地方費支辨ノ給料又ハ旅費ニ在リテハ北海道廳長官ニ、其ノ他ノ給與ニ在リテハ町村長ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ北海道廳長官又ハ町村長ハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ

關係者前項町村長ノ決定ニ不服アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ前項北海道廳長官ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百條 使用料、手数料及特別稅ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ通脫シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ通脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料及町村稅ノ賦課徵收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服

アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百一條 町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得

前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料及手数料ノ徵收並ニ夫役現品ノ賦課ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ北海道

廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百十二條 町村稅、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メザル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算定シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命ズベシ

前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セザルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スベシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ北海道地方費ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ニ不服アル者ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第一百十七條 區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ町村條例中ニ之ヲ規定スベシ區總會ノ組織ニ關スル事項ニ付亦同

區會議員ノ選舉ニ付テハ町村會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ被選舉權ノ有無ノ決定ハ町村會ニ於テ之ヲ爲スベシ

區會又ハ區總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス

第一百三十六條 第三十條第一項第二項、第三十一條第一項第二項、第三十二條第一項第二項、第三十四條第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル北海道廳長官ノ

處分ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
 組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ三月以内ニ之ヲ決定スベシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ北海道參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 前項ノ裁決ニ付テハ北海道廳長官又ハ組合ノ管理者ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第三百三十八條 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外町村ニ關スル規定ヲ準用ス
 第四百十一條 本令中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ベキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ
 第四百十二條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起

ハ處分、決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ本令中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ行政訴訟ノ提起ハ處分、決定、裁決又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ
 決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケザル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス
 異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル
 異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得
 異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スベシ
 異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得
 第四百十三條 北海道參事會訴願ヲ受理シ

タルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スベシ
 第四百十六條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ北海道廳支廳長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得
 町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スベキ事件ヲ執行セザルトキハ北海道廳支廳長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス
 前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ北海道廳長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 ●島嶼町村制明治四十四年三月十六日勅令第四十六號
改正 大正九年第一九三號、一五年第二一七號
 第七十二條 町村税ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルト

キハ徵稅令書ノ交付後三箇月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
 財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得
 本條ノ異議ハ町村長之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ支廳長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 使用料手数料加入金ノ徵收及夫役現品ノ賦課ニ關シテモ亦前數項ノ例ニ依ル
 第七十三條 町村稅使用料手数料加入金夫役現品ニ代フル金錢過料過怠金其ノ他町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ手数料徵收スルコトヲ得
 滞納者前項ノ督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ仍之ヲ完納セザルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

本條ニ記載スル徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
 本條町村長ノ處分ニ不服アル者ハ支廳長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 第二項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
 第九十一條 本令ニ規定スル異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ付シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ
 異議又ハ訴願ハ處分ヲ爲シ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケザル者ハ告示ノ日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ提起スヘシ但シ本令中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 行政訴訟ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ提起スヘシ
 異議ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得
 ●水利組合法明治四十一年四月十三日法律第五十號
 第二十條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ管理者ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ管理者ハ十四日以内ニ組合會ノ決定ニ付スヘシ組合會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ
 前項組合會ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願スルコトヲ得
 第一次監督官廳ニ於テ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉又ハ當選ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得
 前項ノ處分アリタルトキハ其ノ前後ニ爲

シタル異議ノ申立及組合會ノ決定ハ無效トス
 本條第一次監督官廳ノ處分又ハ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 組合會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル異議ノ決定訴願ノ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス
 第二十一條 組合會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ニ關スル異議ハ組合會之ヲ決定ス
 管理者ニ於テ組合會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ
 本條組合會ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 第二十二條 前二條ニ規定スル異議ノ決定ヲ準用ス

訴願ノ裁決及第二十條第三項ノ處分ハ直ニ之ヲ告示スヘシ
 第三十九條 組合會ノ議決若ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ組合規約ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシメ仍議決ニ付テハ其ノ議決ヲ改メサルトキハ第一次監督官廳ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得
 監督官廳ハ前項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ指揮ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前二項府縣知事ノ處分ニ不服アル組合會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 組合會ノ議決公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ

在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ第一次監督官廳ノ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ指揮ヲ請フコトヲ得
 前項第一次監督官廳ノ處分ニ不服アル組合會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
 第四十條 組合會成立セス又ハ第二十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ管理者ハ第一次監督官廳ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得
 組合會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル
 組合會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル管理者ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 本條ノ處分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ
 第四十一條 組合會ノ權限ニ屬スル事件ニ

關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セス又ハ管理者ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ管理者ハ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ
 前項管理者ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願及訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第五十九條 組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ賦課令狀ノ交付後三月以内ニ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得加入金使用料及手数料ノ徵收ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル
 本條ノ異議ハ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 組合費其ノ他組合ノ收入ノ滯納處分ニ不服アル者ハ第一次監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

組合費其ノ他組合ノ收入ノ滯納處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
 第七十三條 本法ニ規定スル異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分ヲ爲シ又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告示ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 本法ニ規定スル行政訴訟ハ處分ヲ爲シ又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ其ノ交付ヲ受ケサル者ハ告示ノ日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ提起スヘシ
 本法ニ規定スル異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ理由ヲ付シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ
 本法ニ規定スル異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル
 異議ノ申立アルモノ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政裁判所ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之

ヲ停止スルコトヲ得
 第七十六條 組合ニ於テ法律勅令ニ依テ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依テ命スル所ノ費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ第一次監督官廳ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得
 組合又ハ管理者其ノ他ノ官吏吏員ニ於テ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ第一次監督官廳ニ於テ之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ組合ノ負擔トス
 本條ノ處分ニ不服アル組合又ハ管理者其ノ他ノ官吏吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 ●治安警察法 明治三十三年三月十日 法律第三十六號
 第八條 安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得
 結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●土地收用法

明治三十三年三月七日
法律第二十九號

第八十一條 收用審査會ノ裁決ニ對シテ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
收用審査會ノ違法裁決ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル訴願訴訟ハ裁決書謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間ヲ經過シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
本法ノ規定ニ依リ通常裁判所ニ出訴ヲ許シタル事項ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第八十二條 收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ裁決書謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ訴訟ハ收用審査會ニ對シテ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第五十九條ノ規定ニ依ル地方長官ノ決定ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第八十三條 本法ノ規定ニ依ル訴願訴訟ハ事業ノ進行及土地ノ收用又ハ使用ヲ停止セス

●森林法

明治四十年四月二十三日
法律第四十三號

第二十四條 保安林ノ編入解除ニ關シ直接利害ノ關係ヲ有スル者其ノ編入解除ニ關スル處分ニ不服アルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ前條告示ノ日ヨリ六十日以内ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第五十五條 土地ノ使用若ハ收用補償金又ハ擔保ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ第四十條第二項ノ通知後一箇年以内ニ地方森林會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ裁決中土地ノ使用又ハ收用ニ關ス

ルモノニ付不服アル者ハ主務大臣ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ裁決ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ六十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第一項ノ裁決中補償金又ハ擔保ニ關スルモノニ付不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ裁決ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ九十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

●不良住宅地區改良法

昭和二年三月三十日
法律第十四號

第十八條 第十四條ノ規定ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
(參考)第十四條 本法ニ依ル改良事業施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ行政廳ハ地區内ノ建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對

シ其ノ移轉ヲ命ジ又ハ其ノ占有者ニ對シ立退ヲ命ズルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ行政廳ガ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

●河川法

前出書照

第六十一條 第四十一條第一項ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若ハ公共團體ハ損害ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付キ争アルトキハ前數條ノ手續ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタル後ニ非サレハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス
(參考)第四十一條 法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事、設備、使用、占用若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケ

附錄 關係法令集 第三類 特別法(一)

シメタル者ハ其ノ損害賠償スヘシ
前項ニ依リ行政廳ニ於テ下付スヘキ賠償金ハ其ノ行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體ノ負擔トス

●砂防法

前出書照

第四十四條 第二十五條ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若ハ公共團體ハ損害ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付キ争アルトキハ前數條ノ手續又ハ監督官廳ノ決定ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタル後ニアラサレハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス
(參考)第二十五條 法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事、設備若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害賠償スヘシ

●國有財産法

大正十年四月八日
法律第四十三號

第十三條 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ對シ不服アル者ハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●宅地地價修正法

明治四十三年三月二十五日
法律第三號

第十二條 政府ハ其ノ決定シタル貸賃價格ニ依リ修正地價ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ
市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ市役所又ハ町村役場ニ於テ二十日間其ノ市町村内ニ於テ宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人ノ縦覽ニ供スヘシ

第十三條 宅地ノ地租ヲ納ムル義務アル者又ハ其ノ納稅管理人修正地價ニ不服アルトキハ縦覽期間滿了ノ日ヨリ三十日以内ニ政府ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
第十四條 前條ノ申立アリタルトキハ政府

ハ修正地價ヲ決定シ之ヲ異議申立者ニ通知スヘシ

第十五條 前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

●土地賃貸價格調査委員會法

昭和二年三月三十日
法律第十六號

第二十七條 自己ノ納稅義務ヲ有スル土地ニ適用セラルヘキ標準賃貸價格ニ關シテ異議アル者ハ前條ノ縱覽期間満了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 前條ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スヘシ

第二十九條 前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●所得稅法

大正九年七月三十一日
法律第十一號

第五十九條 第二十六條、第五十一條若ハ第五十二條ノ規定ニ依リ第一種若ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキ又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ稅額ヲ加算シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本法施行地内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第六十條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額又ハ加算稅額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第六十一條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ

於テ之ヲ決定ス

第六十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者第十四條第一項第五號及第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後相續、贈與又ハ營業繼續ニ因リ所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第六十五條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ査覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十六條 納稅義務者第六十一條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

●資本利子稅法

大正十五年三月二十七日
法律第十二號

第十二條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル資本利子金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十

日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第十三條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十四條 納稅義務者前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

●營業收益稅法

大正十五年三月二十七日
法律第十一號

第十七條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

●相續稅法

明治三十八年一月一日
法律第十號

第十八條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 個人ノ營業ニ付納稅義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ政府ニ純益金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

純益金額決定後營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二十條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ査覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第二十一條 納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十六條 課稅價格ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

●民法施行法

明治三十一年六月二十一日
法律第十一號

第二十五條 主務官廳力正當ノ理由ナクシテ法人ノ設立許可ヲ取消シ又ハ其解散ヲ命ジタルトキハ其法人ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●農會法第三十條ノ規定ニ依ル異議ノ申立、訴訟及行政訴訟ニ關スル件

大正十一年八月一日
勅令第三百五十八號
改正 大正一五年第二三四號

第一條 農會ノ經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ農會ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ農會ノ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ遲滯ナク決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スヘシ

第二條 町村農會(北海道ニ於ケル町村農會ヲ除ク)、市農會又ハ郡農會ノ會員ニシ

前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ地方官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ農林大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

北海道ニ於ケル町村農會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ北海道廳支廳長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ北海道廳長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル地方官ノ裁決ニ付テハ當該農會ノ會長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル北海道廳支廳長又ハ北海道廳長官ノ裁決ニ付亦同シ

道府縣農會又ハ帝國農會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ農林大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ地方官ニ訴願セムトスルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル農會ヲ經由スヘシ前條第二項ノ規定ニ依リ北海道廳支廳長ニ訴願セムトスルトキ又ハ前條第四項ノ規定ニ依リ訴願セムトスルトキ亦同シ

第四條 農會法第三十條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五條 異議ノ申立又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關シテハ訴願法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

(參考)農會法第三十條第三項 町村農會及市農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ會長ノ請求アルトキハ

市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス(下略)

●水産會法第二十六條ニ依ル異議ノ申立、訴願及行政訴訟ニ關スル件

大正十年六月四日勅令第二百六十一號

第一條 水産會ノ經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ水産會ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ水産會ノ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ遲滞ナク決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スヘシ

第二條 郡市水産會又ハ道府縣水産會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ地方官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ農商務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル地方官ノ裁決ニ付テ

ハ當該ノ郡市水産會又ハ道府縣水産會ノ會長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

帝國水産會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ農商務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ地方官ニ訴願セムトスルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル水産會ヲ經由スヘシ前條第三項ノ規定ニ依リ訴願セムトスルトキ亦同シ

第四條 水産會法第二十六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五條 異議ノ申立又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關シテハ訴願法第五條、第

八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本令ノ樺太ニ於ケル適用ニ付テハ農商務大臣トアルハ内閣總理大臣、地方長官トアルハ樺太廳長官トス

(參考)水産會法第二十六條第二項 郡市水産會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス(下略)

●保險業法

明治三十三年三月二十二日法律第六十九號

第二百五條 本法施行前ニ設立シタル保險會社ニシテ營業ノ免許ヲ受ケサリシモノカ主務官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ主務官廳ハ其事業ヲ禁止スルコトヲ得

保險會社力違法ニ事業ヲ禁止セラレタリトスルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●健康保險法

大正十一年四月二十二日法律第七十號

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十四條 第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ地方官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(參考)第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ保險者ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス(下略)

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第

三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第六十七條及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ヲ準用ス

●商工會議所法施行令

昭和二年十二月二十八日
勅令第三百七十四號

第五條 商工會議所ノ經費ノ賦課又ハ過怠金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ商工會議所ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ商工會議所ハ遲滯ナク議員總會ノ議決ヲ經テ決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スベシ

異議ノ申立ニ關シテハ訴訟法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條 前條ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁決ニ付テハ商工會議所ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七條 商工會議所法第三十八條第一項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得前項ノ裁決ニ付テハ市町村ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(參考)同法第三十八條 經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ會頭ノ請求アルトキハ市町村ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分ス(下略)

第八條 前二條ニ於テ地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス

第九條 第一條乃至前條ノ規定ハ商工會議所法第四十八條ノ規定ニ依リ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ賦課率ハ第一條、第三條又ハ第四條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第十二條 日本商工會議所ノ經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ日本商工會議所ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ異議ノ申立ニ之ヲ準用ス

第十三條 前條ノ異議ノ申立ニ關スル決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

●鑛業法

明治三十八年三月八日
法律第四十五號

第八十九條 鑛業ニ關スル出願ノ許可又ハ拒否ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十條 第十一條又ハ第三十六條ノ承諾ヲ拒マレタル者及其ノ承諾ヲ得ルコト能ハサル者ハ【鑛山監督署長】ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

起算ス

●砂鑛法

明治四十二年三月二十五日
法律第十三號

第五條 砂鑛區鑛區ト重複スル場合ニ於テハ砂鑛權者及鑛業權者ハ其ノ採取及探掘又ハ試掘ニ付互ニ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ砂鑛權者又ハ鑛業權者ハ【鑛山監督署長】ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十三條 鑛業法第五條、第六條、第七條第一項第二項、第十條、第十二條、第十五條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十七條、第三十二條、第三十三條第一項第二項、第三十五條、第三十八條乃至第四十三條、第四十九條、第七十二條、第七十四條、第八十七條乃至第八十九條、第九十一條乃至第九十三條、第一百三條及第一百四條ノ

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(參考)第十一條 鐵道、軌道、道路、運河、河

湖、沼池、堤塘、社寺境内地、墓地、公園地其ノ他ノ營造物及建物ノ地表地下トモ其ノ周圍三十間以内ノ場所ニ於テハ所轄官廳ノ許可、所有者及關係人ノ承諾ヲ受ケルニ非サレハ鑛業ヲ爲スコトヲ得但シ其所有者及關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十六條 鑛業權者ハ鄰接鑛區ノ鑛業權者及抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ鑛區ニ掘進スル爲増區ヲ出願スルコトヲ得

鑛床ノ位置形狀ニ依リ鄰接鑛區ニ掘進スルニ非サレハ權利ヲ保護スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ鑛業權者ノ承諾ヲ得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其

規定ハ砂鑛業ニ關シテ之ヲ準用ス

● 漁業法 明治四十三年四月二十一日
法律第五十八號

第五十五條 漁業ノ免許若ハ許可ノ出願又ハ期間更新ノ申請ニ對スル許可ニ不服アル者及第三條第二項、第二十二條、第二十四條、第二十五條若ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(參考) 第三條 公共ノ用ニ供スル水面ト連接シ一體ヲ成ス公共ノ用ニ供セサル水面ニハ本法ヲ適用ス

前項ノ水面ノ占有者又ハ其ノ敷地ノ所有者ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ漁業ニ關シ之カ利用ヲ制限シ又ハ廢止スルコトヲ得

第二十二條 漁業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ一年間其ノ漁業ニ従事スル者ナキトキ又ハ引續キ二年間休業シタルトキハ行政官廳ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 水産動植物ノ繁殖保護、船舶

ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

ノ航行碇泊繫留、水底電線ノ敷設若ハ國防其ノ他ノ軍事上必要アルトキ又ハ公益上害アルトキハ主務大臣ハ免許シタル漁業ヲ制限シ、停止シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

漁業權者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ漁業ヲ制限シ又ハ停止スルコトヲ得

第二十五條 錯誤ニ依リ漁業ノ免許ヲ與ヘタルトキハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得

第三十七條第二項 工作物ニシテ迴河魚類ノ通路ヲ害スルモノト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ所有者又ハ占有者ニ除害工事ヲ命スルコトヲ得

第五十六條 漁場ノ區域、漁業權若ハ入漁權ノ範圍又ハ漁業ノ方法ニ付漁業者ノ間ニ爭アルトキハ關係者ヨリ行政官廳ニ之ニ關スル裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキ

昭和四年五月一日印刷
昭和四年五月五日發行

行政裁判法

定價二圓八十錢

著 者 美 濃 部 達 吉

發 行人 千 倉 豐

東京市京橋區南傳馬町三ノ五

印刷人 君 島 潔




發行所

東京市京橋區
第一相互館

千 倉 書 房

電話 東京橋(二二)八八一
振替 東京(九七)八七一

書庫



55179

22

